

造 瓦

日記  
拾六

番外書冊

漫筆雜考

000000

和書門			
二〇七	八	六	二
四	〇	八	八
類	號	函	架
冊	架	函	號

內閣文庫			
二〇七	八	六	二
四	〇	八	八
類	號	函	架
冊	架	函	號

(三二カ)

內閣文庫	
番號	和 20784
冊數	28 ( 23 )
函號	211   304



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak







後尾卷第十一

淺草文庫

日迅

近世軍法其といひ者多し傳來久しき家  
 又ハ師來多し其ありハいとたのめしき玉の室  
 也を利の爲し流しとて人せ難く候もぬ  
 か長し或を其の曰はれ秘軍法あり云秘決  
 多しといふもこのより秘玉海上の残と  
 希し深平檀の浦ハ流或を其と追ふひと  
 常事と残ひハありあけたるよりいふす  
 の付何のありそ秘軍例ハあり秘のよりいふや



ととりけ云因備うしくあれと又此と云  
へりも但海海械家ハ度々吳邦ノ文飾  
るりまうして九玉に云ハ船軍のむけあくと  
やハるる今船よあればやがて勝る人むも亦  
子若の船軍の少休せんもわうし船もとられ  
陸よりわれ毎一列作らん人のさうしむ  
さうりやハ行をうりもそのひて事の備をせん  
ハ報玉のたふれハ或若としておひ作らるる  
くもりるの及よりしく軍法を同つらあき  
ハ市人の高と忘れ農民の田作をさうしむと同

○一玉械といふ事

宋の徽宗年十九うして奉せしる大宋毎う人  
と取共年と同年小若ハ性々私遣十二人冠準  
よ教して曰汝年を修て奉るもよと冠準曰吾初  
て朝廷よをむ置君と一船やと云と時年後  
世の法十六以上とひて人の嗣を定めし若多ハ  
年を修て福をゆくむ又女を嫁むる度女年  
の若くすと好む者二十ふさうとをも十二七をじ  
いり互し偽難を唯るも亦も君臣の始又婦  
の初先難て利を定るとらる若何地を修らと



能せんや宜し人々良ならず、事不負ある多  
嗚呼

撥大杖大標の大 崎嶇神書客伴夜啼のう  
あひ厨下の焼ゆりたる大坐頭の其處を刺平  
し七殊砂しそ中云撥大杖とて天上五雷光  
来作神將捉住夜啼鬼お殺不要敢急  
也律令し守て人々志しせん床を脚し  
を中男ハた女ハ右の方より多てし  
戸の道平よりから禁厭いくくともあくる

○夜寝流汗の付はをぬりて初て夜に深し

人の衣被を脱ぎよむ並遇せんバ一家存せま  
ぬらる

○古き曆を六月廿年の時焼灰し七糶し七糶子  
の大丸一邪纏しを根あるらぬ中位のみさ

衛生易  
簡方

○尾張不徳主保普廣院贈相國初所究行也  
日野前内府家領等也元由賜之取昌山三位入  
○道徳本入魂家門返付云尾張国高昌庄家  
門由諸之地云

○尾刈廣徳寺云桃華蕊の葉よりんくり文明



○十二年の事之け時公我尾列の内一條廣沙更分の  
地ありしと見ゆ

○掾家十二合文書

大宰即即位の式 小宰條時の公事 大司寇節會抄 小司寇

大司寇叙位執事抄 小司寇女叙位執事抄 大司徒小

司徒是等陰内抄之大門成文抄 大司伯急秘抄等之 小宗伯

右急仁凶礼より多く御免と云て惜し

○掾家正傳正紀

正葉八合月輪殿 玉海一合後系極殿 玉英七合先昭寺殿

これと三代名紀と云し 日筆六合田原殿 愚

○曆六合

後光厳寺殿 玉英一合後芳院利華院殿 荒  
成恩寺殿 これと三代名紀と云け介

多くしう凶礼の時教を云

○正徳元年辛卯正月二日我公事起の由録之朝鮮花岡

知季同知季會知為小童三人通知三人使令三人及上右宗貞の家前并田井人等

目録上包

奉呈

尾張中納言源公閣下 謹封

内

有り

一連



人參

一觔

虎皮

二張

白照布

伍匹

芙蓉香

二十枚

黃毛筆

二十枚

美墨

二十笏

際

辛卯十月日

通信使奉印

駿河吉風形狩衣をよめられし接し送達及人  
陪膳等八布衣素紀をせしとて

○見明星とては成及の新迎と云其形を龍牙腕  
廻りハハツとさるる若竹の後牧女十六轉の乳  
膚とを食して精氣充足し金剛場と政令  
惹心三昧とて麻八明星の土版を漏及と號せ  
としりせし一曜容奇足之立像と由山の新迎と  
呼も御考(一)とて描く亦成丁唯比丘の形を  
崇せ八可之天台大師の後一觀密四端の像は若比  
丘の形なるをあり

○友人を及獲田の社を初しとて神楽をん  
として御考(一)とて若くして巫女八赤大日天冠



哉さ大柏の舞や似たり田舎金のぬり為帽も  
 あど是を猿楽の二重三の返面を多り舞と持ち  
 舞し猿楽も此を猿楽と似ては系舞云  
 一よ迫しと舞る或人まで曰を年未幼芝神也  
 多神田の神をもこの社也神也とて佛僧の口  
 こととる次まを能う小んあして櫻田の神也  
 似せ学あひらる舞とんてされバ神也と云えり  
 舞し此氏系竹の洞へお曲の節奏古より  
 傳りし家も柳舞と伝よしや大和舞の事  
 うしてを上古の風あり春日のあまうて巫

女の舞われといと少び古の舞とらんてり  
 何智の古し神乐曲代の信之櫻田とせり  
 神樂 辰月十日 いとも信りして傳もあくは  
 舞あまの妖巫が遠うせりしる檀長胤と流  
 猴の舞りもあしりていとあげあり十音ハ  
 涅槃の言とて人の言とて多く迫村の氏も  
 古傳り来り舞し病後皇門内南ハ少高橋の辺  
 と教万人ひし神樂初てお言唱ゆり舞し先  
 とんんとして推合我先おと増の際一帯程  
 一荒垣と押倒し居り舞しをわれいりり



一、擇令神楽と修し、巫祝も尼物も一、川、  
て修動し、大く、ハ、祓符物とまらひ、  
され、一、望人たて、旬、  
押さ、れ、令、かり、く、一、厚、あ、ん、一、の、  
之、修、一、天、物、の、  
の、業、神、の、う、け、  
ら、ま、ま、

○ 修し、あ、り、ま、ま、  
け、あ、一、遍、上、人、の、  
是、あ、る、ら、う、

○ 宝永六年、  
の、代、一、梅、う、せ、  
る、一、年、が、  
一、け、秋、  
朔、初、使、ハ、  
ひ、御、階、の、  
あ、り、  
○ 志、  
年、を、  
○ 田、

○ 田、  
年、を、  
○ 田、



友永輔子君 碑銘

乃ある身ハうと社とむらうの事あるより家の

○中流初安寺 奥田山 中莊山 満願寺 聖壽院 聖壽院 の本尊ハ

肩下七ヶ寺 縮田山 ち正念所 の三聖谷と日本國作の

尊像之むらう大佛正基南面よりなす日号本

と感得しその本の作を作し像ハ七ヶ寺此が

するすハ安永ち中そ遠れるハ満願寺の像之左

ノ中庄と地名をいふと村翁のかされり矣

己丑二月十日乙未にて三人の友後ひては佛

法願の如くうがをそくす作りしやうと

かりさうそ田のものなる細路をたどりしゆも

ノ風行くとぬらんしくぬりて人も種もみか

ぬれ竹をいぶぬの里はしぬきんとてさう種と

りさうて改もさうあるは東原といふ地は

ア古く是田山系原寮ちとして古きその名傷

ありし 十餘 一旦大地震より志のあはれあり

地とあり竹をそなはれか細院區の竹をいつま

ぬれり是田社とて在澤寺の集りさうみの

こまれし四社といふ種さびみさせ向しを

ありぬるみる淋しむらうのたのむるの森の村



森村紙傳の経ありやうて中庄もむつ甘ぬ先  
四孝之幸りゆ〜〜〜とて金客ありてと  
た〜〜六の三のつ〜〜〜とてさあ子  
院より進い〜〜とて宇周紀行基大士の後中興  
の切紙ハ実盛律師三日月とて名古き仏像  
却その不語毘  
はつ六運まの他多く傳るは繁重像ハ貞治七年二月  
十の萱津系尾云う阿原陀佛寄附の〜〜寺  
せり五大するハ寺縁を奉安山の常行し〜〜良  
田阿周梨の描〜〜とて善師寺一旦破壊せし  
みぶ〜〜も傳寺の古物也法字の大般ふもめ〜〜

傳來せり中比傳定光系を祖系祐則とて  
南邑の徹松塚の南  
二十斗よりありしを親も安香〜  
傳る子孫今村  
氏をとり彼寄附ある金胎の大日如來ハ  
か塔上江法大師の翠像とありんちよ〜〜と  
んり〜〜とせは月晴像〜〜けありルれハ  
これより又安香あり〜〜諸寺傳り〜〜系屋  
村たのむ村たのむの中より進り喜田村よ  
むたのむ〜〜この三のハ又あり〜〜とてやう〜  
金客也 是等て定印の金客をあるや〜〜と  
ある〜〜あり〜〜とてふも又古き佛像の



まゝに作る 院内の修繕

○寛文 九年 天和 三年 酉の凶年天下飢饉

饑荒津経し慎しむる時の平穀とよりハ

残りし今茲癸巳去夏の際暴風毒霧を

くまきく麦社の根つひ去年よりおれり年の

直一季くとりて 金とどめて 又二七年と當りし不毛多油

難能人今年去日の此社神具とらんり社

くくくり味しそゆ求焼くたつこと

米たり小麦の如きがつたれそゆの味くかり

ありそ安井の友甚日 国女 びりり

弟の垂い若のくくはくれく事ひとく人のうらぶ

から程あも弟穀の垂そとくくくくくく

○太上天皇御座飾八月御祥報

去ん貞享四年祥

太宝日皇蒙

詔旨強 崇號孝思難拒伽居上九之位景

仰不已久窺不之門心逆相拝皇霜相辱

改吏已退讓遂忘心為往是故去塵去垢

將還無為之場埋先鑑彩宣避



太上之号歴一甲文春秋誰議嘉道之景  
况、為帝之父祖唯愿元龍之衷今儀文  
伏乃禁闕之備茨山辛カ列し貢賦非福田之  
穡藁

何須皆是違素志宣一停止季請隨

保延嘉應之古創早脱尊号微名之虚糾

正德三年八月日

○愚考和尙謚宝澄國師寛文元年化 濃川一〇元

基の地多正徳寺物中山城玉苍山寺ハ一古

く梵刹之一荒廢して五作再 ため

種物とあり物ありとありや

○或同古子先々客行の傍穀多とあり法

大昨遠音のふ下と云大昨何く修てかく

る曰蘇悉地経蘇婆伽経乃ハ諸供養法の

儀軌の多くを是一經のこの説あるんや

○戊子七月洪水あり本居川のれは後万余の枝

本弘れ澤のふありるるあ作りしうとと十

万斗ハ流矢りしとつや三百年以来二十三字の

符ハ不定りしを後より三三とあり

此の形由加丹村の民を京の枝本澤より移りし  
作りてりり符を年形をて百中三九百余下



正徳六年

○乙未我公依本島山の我本流ありし流を時他  
の氏是也棄以西已り利とするる者方割禁  
りりし程穽りくしりる者丁右け去  
柳營の有月廻文をそ文如左

○尾張殿願方本島山方伐出諸枝本流の  
の長川筋ありし程穽成りてそ本流  
を平御を伴り後本島川筋八山元より  
暫くも本流棄在八山川筋五山元を  
御定書に筋中指をりて長流棄在四  
市海辺一流ありし程穽成りてそ本流

○乙未より今以後本流は海邊より本流  
は山元後人中筋より一筋は本流より  
右に方け筋を西に中筋より後流を右に上  
穽成りてそ本流棄在四市海辺一流ありし  
程穽成りてそ本流

二月十日

萩 澤屋  
杉 赤太郎  
大 大隅  
伴 伊勢  
水 伯耆



水 因幡

智長系名を傳は日市

己酉九月廿六日齊たうとり村に在る年々多敷百  
 姓を以て伊州を右河部海邊河科私領の村  
 以平中後も成り業名 法別四段代迄十九村  
 過二年たうと代友下の中村増山對する成り村  
 未の六月法別を移し右の有月右の諸村一  
 流本区系を

古作某う描る古き十月のきさししよふ  
 一十月のきさし大恩より民のきさしして度大  
 たり神をいさむるより有るきさししよふとま  
 て天の雲戸のきさししよふ御大鏡の縁なき  
 紙花かく今八系の時よもかきさししよふ大やう  
 あきししよふ七十八年分のあきししよふ



○智長八年癸卯八月自十月初七放三位中乃家出遊人  
 よ命し法順山王社前納言 佐村を名



表身村竹林 上村劫十部 那村在馬  
 河内村内 休 次之房 安信劫之房  
 相免新馬 安友九左馬 川原俊文  
 河内作在馬 村瀬 光因 須田市之房  
 号手云助 上野小左馬 大久保忠八部  
 須田左原次 權田久之房 加友七郎  
 柳田作在馬 山官加之房 後甲中左馬  
 清水左助 上原与十部 古尾与三房  
 中河左与助 長谷川清七 家本左之房  
 村津全平 木原与左馬 後了小十部

内原左平 中根劫十部 平原海五部  
 石川源太郎 滝 勝之房 杉浦健忠次

同土年 酉年九月 至廿九日 社之 的 實 任 會

北村林在馬 後部建在馬 寺尾与三房  
 野村在馬 伴依之房 中河左与助  
 物免新馬 山官加之房 膝部小十部  
 仔友平左馬 石橋新馬 家本左之房  
 内原俊文房 木原与左馬 小川信吉馬  
 杉浦健忠次 川北作在馬 内原左平  
 村瀬光因 上野小左馬 号手云助



平原所<sub>ニ</sub> 大律忠所<sub>ニ</sub> 滝所<sub>ニ</sub>  
 権田久所<sub>ニ</sub> 安友九所<sub>ニ</sub> 七石川所<sub>ニ</sub>  
 上京所<sub>ニ</sub> 中根所<sub>ニ</sub> 山田所<sub>ニ</sub>  
 新田所<sub>ニ</sub> 川地所<sub>ニ</sub>  
 右折所<sub>ニ</sub> 山王社所<sub>ニ</sub> 揚子所<sub>ニ</sub>  
 字所<sub>ニ</sub> 彼人との名とて揚子  
 ○或人南所<sub>ニ</sub> 東西の次とて同多て又南とて  
 為し分め十九切  
 本所<sub>ニ</sub> 福井所<sub>ニ</sub> 富田所<sub>ニ</sub> 玉所<sub>ニ</sub> 法所<sub>ニ</sub>

中法所<sub>ニ</sub> 大久保所<sub>ニ</sub> 末所<sub>ニ</sub> 門所<sub>ニ</sub>  
 橋所<sub>ニ</sub> 門裏所<sub>ニ</sub> 長者所<sub>ニ</sub> 小橋所<sub>ニ</sub> 下長者所<sub>ニ</sub>  
 八百所<sub>ニ</sub> 光所<sub>ニ</sub> 長者所<sub>ニ</sub> 湯田所<sub>ニ</sub> 田所<sub>ニ</sub>  
 兼名所<sub>ニ</sub> 楠所<sub>ニ</sub> 勿所<sub>ニ</sub> 依所<sub>ニ</sub> 渡所<sub>ニ</sub>  
 伊倉所<sub>ニ</sub> 赤倉所<sub>ニ</sub> 上河所<sub>ニ</sub> 中河所<sub>ニ</sub>  
 下河所<sub>ニ</sub> 湯所<sub>ニ</sub> 三万所<sub>ニ</sub> 塔所<sub>ニ</sub>  
 上枝本所<sub>ニ</sub> 下枝本所<sub>ニ</sub> 元枝本所<sub>ニ</sub> 麓所<sub>ニ</sub>  
 右者南北<sub>ニ</sub> 堀川所<sub>ニ</sub>  
 大和所<sub>ニ</sub> 和入所<sub>ニ</sub> 細所<sub>ニ</sub> 杉所<sub>ニ</sub> 江川所<sub>ニ</sub>  
 海老所<sub>ニ</sub> 子田所<sub>ニ</sub> 堀所<sub>ニ</sub> 小和所<sub>ニ</sub> 橋所<sub>ニ</sub>



平場江所ニ小坂所ニ

右の所ニ河川西あり

六條所ニ上島所ニ秋泉所ニ大和所ニ

車所ニ小田原所ニ松原所ニ傳言所ニ袋所ニ

右ハ東西ノ所

東ノ方ニ十二切

上七間所ニ下七石所ニ松本所ニ任右所ニ

呉坂所ニ左盤所ニ針原所ニ松本所ニ

何勢所ニ練原所ニ本庄所ニ北内南小東為

大津所ニ濃久和所ニ新日所ニ山田所ニ

関原所ニ衣田所ニ小市場ニ小塚所ニ久

屋所ニ上田所ニ

右南北所也

系所ニ然所ニ中市場所ニ石所ニ小牧所ニ

鴉原所ニ九十軒所ニ芝屋所ニ飯田所ニ作

子所ニ洗炮場所ニ赤塚所ニ坂上所ニ

右の月影所より為ハ東為の所を介或ハ南

北の所更れり永安寺所七所更所ニ平野所

东门所法花寺所蓮中寺所東若福所

駿河所ハ東ハ南北の所交り





け弁入江所 廣島 所下 乙午の名杉所 檜所 東田所

私の名或ハ古社方也 古方古記地有之

享保元年

○丙申夏の初ハ東諸玉夜病流行シテ我尾南

野田海邊ニシテ比屋死セシムル者百セ以テ數シ

六月の末程病ニ付共一千九十年人ト云テ之

醫ノ命一業を施スルニシテ是ノ如クト云

○上列妙義山ノテウリノ福の事



是ノ上尺妙義山山一系後ノ若福ト云賣傳

メノ之方には傳テ去テは千海ニ

八月十日鳴海社ニウリノ鳴海神社一系ノ如ク

中名長ウリニこれウリ教所此の方名ノ社

成海の神社ト云ハ式ノウリテ之松ウリテ

之ノ一系ハ鳴海ノ後ウリ時テ尺中ノ如ク

ひまノ一系ハ鳴海ノ後ウリ時テ尺中ノ如ク

ノ日沙紅券ニヒ一四條ト云キテ

ノ一頭護山ニ寺と存傳ル 日張福禪ノ末院

ハ吉志山 四融院の出村形自左京元年 十カ として



恩の更作りし空毒のり跡より川つりつり  
とて子こことハまたとて橋うけて後より地を  
その窟ありしと噺りて色とりしを後心地より  
らハ〜死して冥界に入信をそつたれは是  
と〜りり中とあんえて蕨之り〜と  
か〜けちて是れより新大六の地新大士  
と彫せしより伊副の神社の傍より事至せし  
社今ハ傳へ後冷泉帝の時も寺と之を是の  
を遺すもす海と叫〜此を馬元命作き鬼〜ちうされ  
〜事〜右を鬼山と号せし後より一寺

上人再興して伊佐玉脚の託及ハ地新大士  
あんじようもけ其像のりつり扇川〜とハ  
たそのの里今ハ大寺と〜今ハ大寺松風の里ありて  
田面さるる法〜今ハ村ありとの里の橋も今  
ハありし〜あり〜

- 法興寺大日山養江寺の土面土面ゆして伊佐
- 玉名法新伊賀ちのちありし菅光元年丁巳
- 元正帝皇法玉名江の滝より新大士一面
- 大士の像膠漆布の製頂上仏面ハとむ之右大臣長屋
- 王天武の像〜命〜と違させの〜供養の存作ハ



の若之界三務と云ふ寺首今の只後世よりいつて

群友及三今の地は福寺首今の只の境より湧

出く不動とていとたとき水主の像も作り

○享保元年丙申八月十二日新君在宗大廣

○間波沖印中市上座兼て倉中納言河原政

よしより土師の巻物捕御才園候せしむ

三之浦及佐天右 やうて若使山科出 沖原とて路一

友勢 宣名の若と御車券よりさしけね奉

對馬より来て御前と出是乃佐後井上 正三位

外託方の院名も門一ゆりさぬとて大納言

とより征夷使等 勅使院使御親跡の

勅と速殿上のりし運者所が九沙福院の

次は勅使御前此後の御使あるを

曰十有勅ね軍部大座より出沖一條水三條系

兼徳大寺庭田丸園弓倉園土師門等寺上

の法家光 菅大座後樂也

式三番 風流福神

因それより 弓八幡つそ 後衣要御 橋弁更

従云 是後今日日三家并御一門等光城



同十八合新お軍家白書院 出御郷所並書上座

堂上方一御對顔志ハ照御下座 御院一

初命の番と謝り子 御是言とて面

御作のまじりまはさる由候ハ御縁左の正

白浪六百枚綿百把 徳大寺殿 庭田

白浪三百枚時腹十 東園

同式百枚時腹十 園 弓倉

同百枚時腹十 去御門

地下の友人ハ柳の弓とて楊縁

白浪三十枚時腹三 壬生官幣 押小路御託一

同百枚時腹二 山科お書馬

同十枚時腹二 結城屋御尉 青木總屋并

口目二條一條お家忍侍候ハ社と為 御使

此為系の名目 候と白浪六百枚綿六百把

糸とせし口目御延一御對使とて和少将

頼朝 上洛の由候お家令百枚時腹十御馬一疋

山城守作の美薙山系福禰と一新建の

台令ありし時昭應元年 長崎港へ天竺の種梨木多

く御来りし一宗福寺の檀越お書馬一疋とて

取上り候御りて今の佛殿と送りし書馬一疋



るよよして大光普照玉叶東化の徳ありり

○市より初めの男俄に後中石のくくくくくく

水流痛忍くくくくくくくくくくくくくくくく

及一旦の質奴ありりれれれれれれれれれれれ

十月の極月奇疾使覽とらん

用身病百餘一病あり 九二百指余あり その中夏子蓋う奇疾方とて

この病と去せり茶速と法費し是を治し又茶

速射香二味と抹くくくくくくくくくくくくく

と知さし右刺茶の事と考へ侍りしも亦に

くくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

の苦と救いぞくくくくくくくくくくくくく

眩めや

○車胤家貧うくくく油ありて螢ちよ照して牛と

漬鄭處ハ牛と好くく紙ありくく若く杖の葉

と取り牛せくくくくくくくくくくくくく

世の明燭と亭中くくくく國紙と芥のめくく

費して橋泰の控ひとるん若く車鄭く飛人の

くくく天地の飛人くくくくくく

管と集て人の影んくくくくくく 徳は 梶の葉あり



かくハ女子のたハわれの事内  
の身と妾て君よ侍ると其後の教へをそのあまを  
はししてそのあまも皆君の事つる樂よそを  
心養と利とより

○卯月中の七日ハ神祖御祭典よりして十六日ハ  
例祭樂あむ侍りし南日の村君由事多泰云云  
○の四二代ハけ舎武の日記してても事類由を看取  
左卯月の由事終あむしまへハ程いとけあ  
く後くせりくハ由入玉とてあくることせのハ由  
横安後御の武何れのあつたなり

原簿の目と記する元禄元年戊辰十七日夜の時ハ  
ゆみしりりて風とありしりりれハ由  
車もこころをいひつるくれぬゆくの日の如  
又毎夫ハ立膝たる侍りて止ぬ十九日晴り  
よりいしりり晴君御祭典ハ渡御あむせのハ  
しりりやうそ山車放花とも渡り七伶人とい  
音多志つりく度雲樂三基の神樂由縁ハ  
より遊しせまりり神候まゝせしりりり常  
樂堂殿と奉りて平日久しりりり互の神樂いり  
志りり神風は海へ響く徳化万民よあむ侍



いよいよ希く願ひを遂げ奉仕奉へて代々の御事とすことゆへ今年享保二丁酉に及神幸の後殿仕奉へ今よりし之等の費と戒め及番を  
るは是れかき法降を先とすことゆへ  
て今より君出御屋へ向てせりおわつて出  
るくめされ作るゆへし御事とすこと  
キノさうり選御とすことゆへ  
はくつらせのひて出焼火の旨信奉の本意  
はみゆりもりし文御祠の義を  
しう三年八月  
中絶せしは多幸のゆへ  
さうり御事とすこと十七年の百續

カハ・ナホ  
天和三年幸へて神幸の前をつらり  
る今又とひしとされゆへに及を再ひふ  
う〜庭の割のま〜もゆへに及を  
とゆへるの前と及をゆへに及を  
人も及ゆへに 徳川家の人三信奉の  
若小身とすは必給を先とすことゆへに  
親氏とすは及の事とゆへに及を  
親章とすは安祥信奉の中とゆへに及を  
父御事とすは及の事とゆへに及を  
下の一方をおとすことゆへに及を



よせとて祖又孝伝その業ある陰せめてをる  
雅波の役して天龍家八陰と出之をあり八世播磨  
の業を人々傳りしとある古き人の傳りしと度い  
知くくも 神君の伝事仕る出因縁も亦ある  
世々の業をさうあつてはとてかくく傳りしれと  
らそのさうくもうくをくくしれ八世傳觀の  
よりくん為くとのこ云まをくくく傳りし或人  
これを同傳りし者かくとすなり

丁酉三月十五日

堀れくともら末もあみかそ又云くくく及唐くく 伝系

○東國のち社奉の作前部君とぬくもく社次

大内小早を或八傳徳位次より又八奉福所三  
よりて一宗一社の内家後財より今日君世代  
西徳二年壬辰の去た伝と伝は  
一宮及津所八より傳りし君老ハ世田朝  
左の次あるら福前神とハあまの次二

中内と楊礼

天台宗 延慶寺  
本照文抄  
石見刑部痛  
源海地  
定光寺

長久寺 天王傍

中内而揚礼 中提不ハケチ

建中寺 相慈寺 万杉寺 大森寺



日

性空院

日

高岳院

傳解

政秀寺 大光院

曹岡

祇戶

普覺院

馬場

明眼院

新宮

願真寺 龍泉寺

尚井

願王寺

波草

英江寺

赤原

白雲寺 觀音寺

岩尾村

岩屋寺 妙宗寺

磐田

妙宗寺

磐田

清之坊 石山寺

内津

妙見寺

磐田

妙法院

大倉

延命寺 持福院

木田

觀福寺

磐田

田宮坊

日

宝藏坊

法為流

壽經寺

遍照院

法隆寺

正光寺

為蓮寺

法安寺

光成寺

梅香院

河原院寺

法務寺

瑞宝寺

菩提寺

乃盛寺

宝園寺

退休寺

菩提寺

宗心院

全順院

西山流

曼陀羅寺

祐福寺

正光寺

左念寺

左樂寺

西光院

法成寺

車輪寺

折雲禪寺

常國寺

極樂寺

德林寺

真言宗

医王院

万徳寺

宝性院

蓮花寺

性海寺

小松寺

地藏寺

大坊



華師寺 長門 法華院 高 宝幢院 老目寺 东林坊

七寺 長門 西方院 高 新長寺 高 永正寺

大福寺 長門 寂光院 長門 戒德院 長門 东光院

觀音院 長門 不動院 長門 愛深院 長門

源深系

瑞泉寺 谷口 浴陽寺 古後 泰雲寺 總見寺

德授寺 上知 法泰寺 警 永正寺 祥隆寺

凌雲寺 給多 新隆寺 長門 福見寺 長門 累福寺

乾德寺 東田 正傳寺 小德 大安寺 海福寺

宝林寺 細 大仙寺 小德 大宝寺 白林寺

妙真寺 中村 妙安寺 瑞雲寺 新門寺

良福寺 石原 忍溪寺 石原 瑞雲寺 大林寺

美禪寺 比文見 大法寺 石原 新德寺 祥隆寺

妙樂寺 比文見 瑞雲寺 三角 長光寺 慈雲庵

瑞林寺 比文見 海玉寺

永源寺 汎

長壽寺 汎

八山汎

法山寺 古上 長母寺

曹洞汎



<sup>下津</sup>正眼寺 <sup>白飯</sup>雲身寺 <sup>高</sup>合第寺 <sup>高</sup>長源寺

<sup>警田</sup>法持寺 <sup>若余</sup>新澤寺 <sup>警田</sup>福皇寺 <sup>菅田</sup>正法寺

<sup>小折</sup>久昌寺 <sup>小橋</sup>大永寺 <sup>警田</sup>四通寺 <sup>津島</sup>真禪寺

永安寺 若尾寺 陽禪寺 <sup>九尋</sup>平田寺

<sup>左后</sup>總心寺 泰増寺 <sup>下橋</sup>成福寺 乾徳寺

高取寺 <sup>古舟</sup>光正院 <sup>警田</sup>全階寺 <sup>山室宗</sup>龍身寺

<sup>土田</sup>需務寺 七葉寺 安羽寺 聖岳寺

大衣寺 西山別流

<sup>細</sup>若身寺

芙蓉流

東輪寺

日蓮宗

妙勝寺 本意寺 宝成寺 法花寺

本立寺 左徳寺 大法寺 妙印寺

照意寺 本要寺 法橋寺 本住寺

大光寺 法妙寺 長常寺 登蓮寺

妙蓮寺 <sup>押切</sup>本駒寺 <sup>波牟</sup>法華寺 <sup>日</sup>妙照寺

淨蓮寺 本心寺 妙泉寺 本成寺

蓮花寺 壽元寺 蓮猶寺 <sup>小森</sup>玄高寺



妙法寺

一向宗為東二流

東中教寺大略及代南年編番願院寺針崎勝鬘寺

真祥寺後年降古寺古田古寺古教授寺

光明寺古聖德寺古守綱寺古孤光寺

管業寺古去磨寺古百福寺古真德寺古

降授寺古美正寺古田登寺古教象寺

苦熟寺古美高寺古正美寺古長因寺

長德寺古田德寺古教願寺古延慶寺

滿福寺古西方寺古降田寺古走馬寺

正福寺古寺德寺古宗西寺古西教寺

正教寺古長福寺古西源寺古降蓮寺

長壽寺古苦高寺古樂運寺古玄文寺

田明寺古長圓寺古西彌寺古蓮生寺

法苑寺古苦乃寺古正福寺古教真寺

住本寺古降信寺古正美寺古西生寺

開安寺古光蓮寺古苦熟寺古上宮寺

阿深院寺古砥德寺古山宗堂古

高田宗

万德寺古住乃寺古至誠寺古賢隆寺古



山  
本泉寺

附宗

菅原  
光明寺  
法清  
蓮華寺  
日  
西福寺

山伏

法壽院  
大平院  
玉泉院  
多宝院

真福院

社人

大友  
千秋大藏大補  
大喜至願院  
馬場左京苑

田嶋丹波守  
大春民部  
左門

間文之殿  
織部  
左門

高八幡神  
左京  
出持  
外記

二宮南神  
久壽  
和泉  
上野

天石神  
石見  
和泉  
糸女

白山神  
上総  
相模  
内記

神田神  
菅原  
和泉  
前助左史

○吳邦今折身す  
凡像の好ハ石景  
漆像  
也史  
氏

凡像  
色  
大  
作  
一  
神

瑪瑙琥珀等  
巧  
作  
也



我必あ心定然運交等の名作よ不友還羅尼  
牛婆羅達ちと天竺の門あり玉の作ハ仏像甚  
吳およしてびくも乍度の婆うくをびくとあ

○猪神のうゝ 長法集よ

とけやぬ人の心そけうて猪の神をうゝ  
衣子のひこのの神の誓うそ人のばまをむす  
草芥和言集ひこの草の條りよむその玉  
男女のあうゝひせはりんそて草といふおと  
してアハけさうまら男の名をうゝアハけ  
谷をうらりの神麻苧の御ありそのつとを

て草を折みて谷をハかくしてまを神を  
猪のまをまハくうらるるおかひもあれ  
むすをれうかぶさハけ草の御くまら  
くつあうゝとさふとあのやうの男まれば  
履うてうけ草の御ハおをうゝ

法久重井の歌よや猪の神を信傳よ小  
粟が好事あといふおと早くまむまの  
神とハ産具の字を用ひん生おの御を  
む男女婚合も万世の始あれむその神  
よういららあをいれあといふ



○福ハ推の色の深物 カキト云カキニト云ハ音替ナリ 今カキんとし  
緋のくらめを呼ぶ者昔信衣多くハ福へ  
多の根集云

心とハそあよいぐ志めまある福の衣身よふはれと  
あどらうえり揚別志るよの各物ありし左けりとも  
迦世危の手と考へ福ハ陰物う説よ苦る忠色といや  
よとらり信よいぢちや色とまらハ我玉のちよらあ  
ぶららや

○情我玉人つらととまのち信有新純嬌宮月  
源時經作れり情ハ雀とハ字一とせばじの意ある

よや物ノ字とほり〜と文選古訓よとむ  
心と定くつら〜と意ハ〜と寂寂の字つらと  
く〜と意  
よ中をたり閑坐無諸白氏文集百系ようつらと  
〜と

○神世月の比美法よりて物じ人修く大考田  
天王ちよまいり山深く岩尾急あ〜ハ松志り  
神さひ〜方社之橋つ〜事とを牌〜記て〜  
信信二院信方大門ハ八所〜七六所ハ松志り  
あ〜ハ六所ハ橋本まいと四り又六所ハ楓樹志り  
紅葉た〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と  
ハ〜と〜と



色こころあり 是より初なる人ありけり 是ハ後醍醐勅にて  
極きませりなりと云傳へるとも

迦世船入津の教を定免しけり 是より度之威を  
み十艘三十艘又長崎の町敷ふりて八十艘の時と  
あり 比年吳船我折高と私に賣買するものと禁  
せしむる是より唐人町に宿するものあり 亦禁  
免と定て存しむ 十番も唐人屋敷と云貞享四年并  
地と長し 傳分元禄三年去法人と并比之  
又迦比吳人我海の泊るに私を寄附せ 人  
却あしせしと正徳六年乙未關東の令せし傳  
從從位下右京重之 久世大和 清の福見友府守也

投し年未高船交易不絶物より是年法の人と  
稱して我迦海を侵し是中玉の氏よりしるを  
あへけり存せし入津せしめらるる符章あり  
若我より逃遠とあるに必是を録せしと船敷  
ゆ三艘と定符を齎せ給しけり 是福省の事  
是と友府より述せり 彼符を私家より悉むこれ  
法船我より未とあるなり 是年 享保  
元年 友府是を  
り符を刑し 彼符を取しりて 丁酉  
殺のやく法人の船敷をた之を入津せし由あり  
されはけ秋十余艘入り 是物の價漸減せしと長



滂の各よん之傳り

○荻似人本といふを武若小治家

天工開物三卷下中吳邦の記あり凡十八條のあり  
りしるるるりしるるる中本綿の事を抄き

布衣趕彈緒具図

凡綿禦寒棉花古書名奈麻種遍天下  
花有白紫二色春種秋花先綻者逐日摘取  
取不一時其花粘子干腹登趕車而分去  
子取花懸弓彈化ス彈後以木板撥成長條以

登紡車引緒斜成紗縷然後鏡筒隻牽經  
就織凡紡工能者一手握三管紡鈕上凡棉布  
寸土皆有而織造尚松江將水染尚蕪湖云云  
外国朝鮮這法相國惟西象眼倣花等云云

按まろよ棉布の造法織製ありと天竺玉とり  
傳り梵經不留劫貝をちりえの時中玉を割粘  
大業所義補よん自我玉天竺玉を織り  
用ゆされ凡是をとり先キ麻布よ綿をばり  
後ヤ右早糸の糸後と布ありとゆらる

○或云我玉倣同夏慈の妙業として世よ用らるり



○のしとりの虚誕のり致るるもつりや善美  
○邪妄中靈業と感得せし一二のありす醫統の  
二渠列虚雁の及獲の神方八支神仙のり  
饒凡郭端友の頼堂教等八佛護の志のり  
李系純の傳及び己志の戒の法韓の文方  
とのよ親自といふ教と志のむ古争のり  
傳の定我玉のりあるんや致して致他と感  
て獲方せしるる虚誕多し

○檀林觀佛經六卷品一のり 漢東六檀林東照玄の令  
とりの思必作の撰あり

○水戸相公久昌寺のり 修忠法式

- 一 欽学法華者不論受布施不受布施
- 一 致勝者富士門徒及他宗学徒等可執錫
- 若恣我意不改衣體返及法輪速可擯出
- 寺門二修正會中興會涅槃會佛生會蓮
- 會祖師會開山忌本願忌八大家具威儀會
- 千佛殿可巖重修法事
- 一 毎月十三日十四日齊取大衆塔七條衣鉢盂之式
- 可如法行之
- 一 正月自元旦至三日除夜安居之始於毎月朔
- 望大衆具威儀可拜住持



一 冬夏安居之暇可尋宿師願德學他家宗義

一 僧房寮舍不可安佛椽但掛曼陀羅

一 凡為僧者自引導於葬處乃限父母師長及僧徒如其余送葬不可赴其處是佛制而律有明文然近世以送葬為僧徒之職習以為常不覺是非甚至檀越之死為僧家之福嗚呼法滅相貳甚於此向後葬斂當率天衆於弘殿行之

一 不論有錄無錄及斃於道路其葬本山者住持當資其冥福

一 墓上石誌前刻法華道題及法名後刻姓名年月若夫墳墓碑石縱雖為儒法可隨其檀越之求然禁祭之以酒肉

一 鬼簿錄法名其下記姓名鄉里年月及冥冥不論貴賤可薦冥福

一 近世薦亡者終法事去其牌位於佛殿香花茶果備極供養而佛前供具不及其百分文一是大訛也支薦亡之法以諸供物奉獻如來勅修法事則依其功德亡者外脫



然不供如來而惟供亡者則豈理也哉向後  
薦亡法事當如法行之至亡者牌位則於  
其平生所安之處供養而可也

一 近世富人死則不論門地下賤妄費賤物  
高大其石誌莊飾其牌位而每士庶吏別  
向後石誌牌位共可堅守所定之制  
量

一 以香火寺名為創建檀主號乃本朝中  
古之風而名卿鉅公之稱也然近世僧徒  
不論士庶謾授院號是大訛也向後堅

禁之且丈院号之下安殿字乃叢林禪  
徒所傳謬而甚無義理向後縱雖有  
官爵者有故稱院號不從加殿字

一 近世書誣文布衫以為死人服名曰誣衫  
是大訛也然書于布衫以纏真骸遂至  
焚燒以為灰燼非法之罪莫斯為甚向後  
堅禁之

一 近世名曰橫被者古之覆肩ナリ夫覆肩者  
本是尼之服而非僧之服也佛在世何難  
一人有困緣聽覆肩今僧徒着之大違佛



制又五條小袈裟浴子之類乎浴子者唐朝南方之禪僧之所著款式要覽引根本白一羯磨強為會通雖曰實勝空身而非佛制而禪僧妄作則何為用之袈裟上色帶名修多羅者亦是後人謬制古師所訶也又法服之領名曰僧緇者亦後人妄作也又名花帽子而裹頭者亦是困俗尼女所蒙也是禦寒之服而耳今當宗僧徒襲其謬准法衣以蒙之遂冒祖師僧甚至以綿帽代之非法之甚不足

足戾齒牙而後着如上諸服不許入寺

門沉於共住僧徒乎慎勿著非法之服

○一念珠本是課佛號經咒而許其數之具

也近世僧徒拜佛取標為聲甚無謂矣

夫標以為聲乃修外法者所作也當宗

僧徒豈為外法者流之態乎向後堅禁之

一近世鬼子母神像冒頭上以俗衣藝裳慢之

甚殆似弄傀儡而後出禁之當知法供

養

○尾南知多那野乃在大水寺

俗云  
大坊

白河院初



○建永として養曆年中の事創為方の三重と宗  
む後、右左右新先考贈内大臣資福の為小  
用修を亨了祿に年辛卯十月十日十音之史の為小  
焼失をさしれども中為夾侍買矣ありて換失  
せりりりりりりや天文三年甲午三月劫を懐小  
尺へりり大坊の務よりりり

塩尻卷中に十六終

塩尻卷中に十六

日訊

○谷長屋合戦記

後柏原院御宇駿河の屋形今川修理長氏親  
尾張守護新波治親大補義連と互に詔して合戦  
よるよる此三河玉即蝶の地从大河内傳中も自録  
といひ、八尾末吉官友の家人二通年自立して  
威を振ひ玉中の名士を懐けて駿河を窺ひ今川  
友多と争討之とありり大河内尾列一礼を厚く  
して新波友の援と信下り義連詔して從て大河



向うを以て門守の故に栢尾とて種々の謀略を  
企川今川及是を退治せんとて永正十年三月吉原  
の軍を率して吉原を發向那波友八津嶽の城に  
お張して軍停定りし今川及の家臣於此系  
十部恭以夜を侵して驚し一う八尾列督故  
北して吉原へ退るに逃れ一月十年三月大河内  
を以て門守とて是を退治し由命地迎を揮願して却て  
威勢もあつたも又那波友八の事を信んた  
義連再びとせり信濃の城に八嶽田大和守致信  
と爲るとしこのころとて鐵田伊勢守信安を以  
退治のものと正し一と義連許実ありしり不和の  
お來て上は朝の云々八參陳せしり此那波友八の軍  
勢ありしゆれ大河内と接して門守の薨城と  
す一十年六月今川及三万の云々を率し城  
と先をてせし撃れり八月十九日終  
了城大河内自ら保系を以て海新左馬守尉  
乃保言移り下吉原尉正定中山監物等千余  
人打死せり那波友八降人となり番附と  
云稱院一入利等一のひりれ一家の好も  
命を助けたるを吉原に一返り込されり







悦そは八谷吉屋は城守より一言を致り或は  
二日又八十日余りも滞りて連弁一葉の屬  
せしれ一享禄六年の喜例の如く八谷吉屋  
一より警備あり疾しれ一市丸一向の意を  
切罷る今川の衆人悦て巾籠の衆人今一七  
如衣多うぬを切しそを得祿としてそ一ら中  
りれ一とたふ船はるしとせまけ人一降り  
お心よきとと見えす風流の仁あるは六丈あり  
覆ひしる柳の丸のこそせ夏の風の便りあり  
よ窓とてそ罷りしらありて文よ登りしれ

さうりしる物よ一よは彈正徹一太極を信しと  
てりの衆人をりとり法順よ若猪懐中書  
りし程よ三月十日その親族衆人集りしりて  
初一入てあるを衆人集りしりし今市場の方  
一ありのな連城中騒ぎ立るるあり一南風  
をけし一ある文の社天王の社をもうしめ天平  
寺安喜寺あり一ありをて城守のありと唱付しり  
う城の東南の方を雲を作りて攻寄る程をそ  
られ柳の丸の方にも時の教を令せそちを若猪懐  
の言士甲冑とら初し市丸を攻りしる城の中へ



一、さ士率もあく、内外の敵を包れりしを  
強りし、廣敷竹濤、未だなる、今、川の家、人初  
先、か、あ、の、為、集、あ、り、た、ま、た、お、の、具、し、た、る  
者、一、人、も、あ、く、襲、ま、る、こ、う、こ、う、の、せ、あ、て  
進、あ、く、り、り、れ、れ、素、庸、の、歩、行、武、共、心、斗、り、と  
勇、し、れ、れ、と、あ、く、皆、討、れ、り、た、る、并  
い、と、く、く、し、て、城、を、防、出、て、業、師、も、刑、ア、逆、と、い  
て、命、斗、と、信、ひ、よ、て、廿、方、の、極、と、使、り、て、系  
初、く、上、り、れ、り、源、忠、兵、計、略、と、思、ひ、の、信、よ  
あ、く、ま、ま、り、名、古、屋、の、城、取、て、福、入、り、れ、り

信、頼、も、同、く、今、川、家、主、り、身、り、信、頼、に  
惜、思、ひ、給、ひ、し、く、志、し、く、大、形、く、そ、こ、ら、れ  
り、と、し、て、了、了、天文、三、年、二、月、信、長、け、城、よ、使  
生、り、し、由、母、養、父、土、田、氏、の、女、之、因、に、率、門、部、古  
後、村、よ、新、城、と、築、り、源、忠、福、く、る、あ、若、兵、程  
名、古、屋、城、よ、て、城、と、なる、同、古、三、年、七、月、十、日  
織、田、秀、吉、信、友、部、腹、原、と、教、せ、り、相、三、年  
弘、治、と、改、え、る、に、同、古、信、と、云、と、年、以、信、頼  
と、改、信、友、講、し、信、す、又、是、より、信、長、信、頼、の、城  
福、入、り、名、古、屋、の、城、と、い、叙、又、源、三、部、信、光、よ



授けしき年十月廿六日坂舟孫八郎が  
為し教せし友し林佐後も佐膳として  
城と監やしあはひりし

○同津設書案うつすゝの案の二字を  
一字に志しし力之巖同書し是行しそくむ友  
矣賤ししおの行あり友之き皆作り字之

○聖人大公無我真トシ天地トシ氣象也後人區々  
小智自私盡夜圖トシ為無非トシ一身佚欲之計宜其  
氣象之早陋也讀書録四

君子之出處當脩之身而聽之天被早汚為賤

拙尾乞憐攀ヨチヒキウ援勢要カハル以為進者果何心哉同上

聖賢の氣象がまといふて亦と者もよといふ  
りしころのまありしや是を恥ある何そ聖  
賢とまひびづる位も功利を望むるとして老よ  
むるも亦ありしと

○聖人之心如天有違トシ將者終無我怒也トシ親良極言  
其神妙無方慈悲忍辱至トシ於一有トシ毀謗其書  
不尊其教者トシ報之以種々之罪又何量之小而  
心之牧トシ邪トシ曰上トシてトシ弘トシ純トシと着しトシ譯人の氣象と  
亦聖人の氣象とを毫の大小の白也ありし



是みお譯しやの意よりあてねと作りたを  
跡陋の語多うもや譯人のしと胡人並聖人の  
乃よ等しくかんや先林亦事記之

○我神皇の御執向う八天の番語ミトラシ天の羽と矢  
ハ名傳共  
は付多う

矢といふ先又は口扱  
の秘多う西しくり矢を作りしりハ綰

績天皇の朝歟

弓部稚彦造弓つ 倭鍛部天津真浦造鍛

矢部圓名作矢

これ四事記及び日印記よりん之より垂仁帝

あは四事記及び日印記よりん之より垂仁帝其

皇子五十瓊敷命より矢と稱ひしり皇子

或友の飛也

○武科試牘八集三老ハ清の吉漢朱堪鹿園論定

の武事也平統之武と講するよりを委す味多

し幸し我亦亦よ伎

○三列園勝大楠寺傳古宗  
西山寺そのうし西に海心大馬村

長え是勝の城と藤原を時建之菩提院を揚と

せしといふ今寺是二百石を

○或曰寺門の二王といふ六多園持國の二天天王と  
稱せり



○改異して各令別と二王といふ六つ〜とき金割の百  
 八王法念經より亦智密跡金剛神よりして其寺  
 門より遠くまゝのハ秘教記号より後有り  
 作説より云電神ハ安閑天皇の御宇より江列用賀  
 郡由良里の土民支那と祀ると云

○ハ説授ありといふとも古俗風土化の説も傳  
 へて疑らくハ幸の神の初といふれ  
 ○沙石集聖徳太子の説とて諸針雜為服あり  
 利涸終尚佛神ハ身正並非一旦ハ依怙必象日  
 利之義とてこれ上代の文法ハ非とてハ廢戸の

諸より六つ〜も但〜是を天照古神の祀宣とハその  
 時代までいハさしする所〜三社の祀宣とハト  
 ○神兼俱り作りしより之平あり兼あること

○文苑彙編より浪人ハ誦々定止人也宰人といふハ此之  
宰と字と云  
兼舎のよ也  
 山菴新録任一切菩薩知所任境護持諸仁  
 也正法輪所詔佛子ハ任持といふは是も亦在  
 指といふハ非ありや

○余語系号畧  
 △余語右邊の事支薩示成之改  
 法石梅摺



余信長惣

坂井右近将監取種

佐々内藏助成政

右八景匠実録の世よりんゆ依と八金信より金信

ハ依と亦の度流成由甚東とさるいりり

○木村孝隆介谷八重とと四年よりんりり

○天野満右衛門ハ世に長秀取らる元日七十八

○宗長の及記より下地本横倉の大胡上総助成政

玉忍の取田り総も取兼等よりりしりりり

尚村の人の名多くみゆを中より世氏姓ハ右

石と云

○宝永六年三月廿五日己月廿一日り南郊东大寺

大佛殿縁度信者の附写書として送り給一紙左の也

堂より廿二め方東西二十八間七尺南北二十め方は大

及縁接三方二子六十立指尺枚

南郊 大佛堂信者

それあると东大寺大佛出こんりりの本らん八人

白紙千六代のころど志あうむてんりりあうとあらん

しゆりとも存るりりあいのみらんりりりりりりりり

りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり







がらん志ありともゆきくは同様に月九日一室げん  
らありまたりしは南天竺をくもん傍志やう依の  
志あり二十一日う持来りあり大仏の白くくし  
とさあり自ら南天竺へゆくをいひたり  
りく此舟之叔孝のそり十め大天假南向之東  
めす方南北三十間柱の敷九千六百日くといひ  
東約九千方南北百方柱敷は百七千六百之是昇  
りてけち志んありかの他方りて志ん之の初あり  
今室永六年と八九百六千一年し成を五人八  
十二代あんとく天皇の御り治業は年の集あり

比源三位よりまをさうくくの変ふむわんをさ  
りく時あんと志あり一味同をいひあり  
て同三月廿八日は年の法燈のは富が三位重を  
らあんとくして院内寺中よりあり  
軍をくいせんせしんたりはの志の住人  
福井のせりし二節をくくくといひあり  
ありそのの中知よりたををありてたあり  
として大がんとありとありありありあり  
金洞のりや志仏のりくくはありて大ありあり  
はありて湯のりくくはあり八千のりくあり秋月



ほちうの雲らくれに千のやうらく八十の風  
ようくく識く遠く傳く夢だよりあつさうあや  
時よ養和元年より久らるん志んのおつ後せう  
坊長源 後白川の法皇勅とあつり大そく玉の  
ちん王をいと云佛師をなてるやまの仏の御く  
と世余日よいあるまより大佛殿中建之てまをそ  
日本大度以上。の勅をうそ中のとくく去來  
え久六年己卯三月十二日よさんくかいげんを  
うのたえ 大上 ーもさういわれバ源頼朝に  
諸玉の大名中依よそり列すくくく由依書あり

たじハ真福寺のつとく権僧正覺らるり

### 大佛殿葺梁銘

右殿焼毀梵像儼然或見靡不酷憐欲興久廢遍  
募衆終始運斤斧廣設齋延般師五百淨侶千  
云慶之德海内争傳仰祈 主睿尊綿 氏安國

恭億萬斯年

元禄元四月百東大寺長吏前  
大僧正安井道怒所造銘也

別當三品法親

王濟深和尚

觀修寺

大勸進龍松院公慶上人

元禄元年  
八月上人位

宝永二年  
七月廿日

天和三年公交發復之志上奏貞享元年以

來募四方修佛像

元禄元年  
二月廿日

大教証始僧侶千人通  
五百

同十巳年五月十二日造寺始東大寺大仏し長官從位下













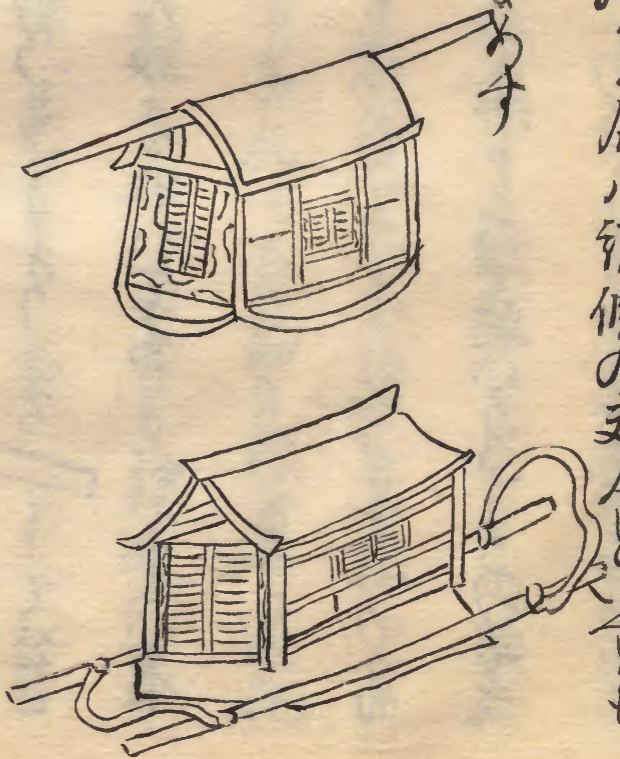




つらき婦人の事おぼしめし今ハ統候の主人とていふも  
つらうの事ある事おぼしめす

はうしつ又ハ

ま和も移え



凡そ玉衣とてり綿と織る事所綿の少額及ハ位古綿  
織師昔今傳綿と織く之 古種今所製来り  
事及新木の綿を今やまことりて進綿事ある  
ども用るものハ古種朴ある相うして上古の如と見

以韻府統編と日本の麒麟綿令々炫日とて云  
杜陽新編と糸國の明産綿光輝芬縵五色相圓而  
美繁過中國の綿をといふとて承切とて云  
今事所所成袍袴等の穀綾等あり綿最難見  
ありありとて由をいふ相あり

○我神代雅日女等神の所後と織記日本高皇產灵等  
の女と携タテマ携ハシ千千雅と稱し幡後の天孫の衣浪穂之  
上織ホクミ織の事皆いふまゝんゆ乞婦人の裁多と記  
して後世も亦そののれ古神文所神室の先織  
架麻笥カセ持ヒ持ヒ皆織織の器なり後世女子孺コ孺



うして天威を動ざる者多し是戒めさるらんや

○糸織の機とらんる糸糸と有て曰細織と有るは縁其  
條理と遠慮とるるらんれを綜あうくず箴儆て  
扱と過まらう不徳よく條を正衆誅直くして純  
緯ふ一人の行も又是より吳らし又曰細緯と有  
べて純くく綜と上下抑と花く緯施して箴を打  
して純緯と組るても美万そや分を重し寸積とを  
あして始先して一縷布の名をそ号又一旦あつて汝  
等衣之を切とせしるると又曰今の婦女多くハ泰  
墮<sup>ト</sup>遊<sup>ト</sup>しうして箴<sup>ト</sup>証<sup>ト</sup>とて野<sup>ト</sup>早<sup>ト</sup>の業とせり故は箴

淫<sup>ト</sup>乐<sup>ト</sup>とありして是と女家の業とを又懲りあふや嫁の  
お必<sup>ヒシキナリ</sup>益<sup>ト</sup>領<sup>ト</sup>祿<sup>ト</sup>本<sup>ト</sup>とハ何の爲それ女ハ紡績織物とて  
を業とく布帛と作りて夫家の用とす女ハ婦女  
の計器とるまをハあはれ志ありまぬえりせ男と  
ハやこは世ハ琴ハ三弦等と目立むらんめいせりこえ  
さくべとを考へて糸先人汝ホと嫁くを世人の  
作<sup>ト</sup>と志<sup>ト</sup>とらとひしし先人曰糸<sup>ト</sup>習<sup>ト</sup>を撰て只<sup>ト</sup>謹<sup>ト</sup>厚<sup>ト</sup>  
の人と求めし彼家何そ<sup>ト</sup>箴<sup>ト</sup>と貞<sup>ト</sup>ひん<sup>ト</sup>やとて<sup>ト</sup>孫<sup>ト</sup>よ  
琴<sup>ト</sup>教<sup>ト</sup>と<sup>ト</sup>か<sup>ト</sup>く<sup>ト</sup>子<sup>ト</sup>皆<sup>ト</sup>汝<sup>ト</sup>ホ<sup>ト</sup>が<sup>ト</sup>知<sup>ト</sup>る<sup>ト</sup>ありと<sup>ト</sup>皆<sup>ト</sup>謝<sup>ト</sup>  
て<sup>ト</sup>退<sup>ト</sup>く<sup>ト</sup>嗚<sup>ト</sup>呼<sup>ト</sup>北<sup>ト</sup>堂<sup>ト</sup>を<sup>ト</sup>不<sup>ト</sup>む<sup>ト</sup>く<sup>ト</sup>と<sup>ト</sup>り<sup>ト</sup>謹<sup>ト</sup>め<sup>ト</sup>く<sup>ト</sup>を<sup>ト</sup>年<sup>ト</sup>よ

ハヤスミ



及やといども必し〜もあま〜りなまあそ存生の時  
りあ〜貞烈了〜してあ方何り能きまを教り今  
七十六歳〜もして彩霞後の正交する世人の教ひも此を  
正交り〜して意愛始り〜かり〜も仍てあ〜是事  
以てみたりよ称鑑ま〜り〜非ずあ人親族をよ智  
不之兵あ〜くハあ存者定省の正〜して〜七罪を  
天よ信あ〜るよを御れはあ今日〜も〜二交も  
そ思えとあ〜るも毎〜和氣とんも〜るをけし  
あの大ま〜とま〜の〜是我〜の〜も〜ハ非を  
賢く〜り毎〜はと答も〜るあ〜

○己丑の二月十日 太神女安法 辰村正に日正殿御柱立

辰村豊受官同月十日安法 申村正官御柱立

○或人同作〜頭寒足狭せよ〜とい〜の醫者もあ〜の  
の扱〜や曰天台止觀第八世鏡曰欲得若壽當溫足  
露骨〜は〜とい〜りて〜

○吳邦神狛獅子と云天子の宮門狛獅子天孫と云  
外門の金吾街上の狛駝用武の地鏡獅と云獅子狛  
舎の門控行を伴〜を因大槩獅子〜似〜れはあ不  
の〜ハ〜と〜獅子〜と〜し〜り是皆猛獸の形と〜とも  
そ〜使同〜〜〜先論衛玉海洛陽記その他の中



神社角を物犬ハ解劣ありて天孫  
 御獅子作之屋七の風也ハ物犬ハ  
 言藤太の形ハハハハハハハハハハ  
 あり物ハ物ハハハハハハハハハハ  
 然ぬハハハハハハハハハハハハハハ  
 獅子ハ虎豹と喰ハハハハハハハハハハ  
 是右ハハハハハハハハハハハハハハ  
 孫トシハ天孫一名神羊能別曲直有深若觸  
 之右宮門道其形ハハハハハハハハハハ



○ 黎の心



○ 今の法帝<sup>原</sup>天孫<sup>天孫</sup>神將軍<sup>某</sup>勅<sup>勅</sup>して曰<sup>曰</sup>ちあるん<sup>ん</sup>こ  
 天<sup>天</sup>と<sup>と</sup>作<sup>作</sup>む<sup>む</sup>可<sup>可</sup>き<sup>き</sup>益<sup>益</sup>ハ<sup>ハ</sup>地<sup>地</sup>を<sup>を</sup>万<sup>万</sup>歳<sup>歳</sup>の<sup>の</sup>后<sup>后</sup>御<sup>御</sup>位<sup>位</sup>よ<sup>よ</sup>つ<sup>つ</sup>て<sup>て</sup>は<sup>は</sup>海<sup>海</sup>を  
 治<sup>治</sup>平<sup>平</sup>せ<sup>せ</sup>よ<sup>よ</sup>と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>く<sup>く</sup>物<sup>物</sup>軍<sup>軍</sup>謝<sup>謝</sup>して<sup>して</sup>曰<sup>曰</sup>ち<sup>ち</sup>子<sup>子</sup>奉<sup>奉</sup>祭<sup>祭</sup>ハ<sup>ハ</sup>其<sup>其</sup>日<sup>日</sup>そ  
 値<sup>値</sup>の<sup>の</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>を<sup>を</sup>行<sup>行</sup>ハ<sup>ハ</sup>け<sup>け</sup>り<sup>り</sup>中<sup>中</sup>外<sup>外</sup>皆<sup>皆</sup>ハ<sup>ハ</sup>必<sup>必</sup>し<sup>し</sup>を<sup>を</sup>子<sup>子</sup>と<sup>と</sup>信<sup>信</sup>ぜ<sup>ぜ</sup>ん<sup>ん</sup>後<sup>後</sup>刻<sup>刻</sup>ハ<sup>ハ</sup>  
 ハ<sup>ハ</sup>補<sup>補</sup>給<sup>給</sup>して<sup>して</sup>左<sup>左</sup>祖<sup>祖</sup>の<sup>の</sup>名<sup>名</sup>ヲ<sup>ヲ</sup>奉<sup>奉</sup>ハ<sup>ハ</sup>む<sup>む</sup>と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>ふ<sup>ふ</sup>を<sup>を</sup>せん<sup>ん</sup>と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>ふ<sup>ふ</sup>家



し書ひまゝしそ毎し教戒し程しあしき質美しといし  
わてしうあしれしといし君と臣ありし私せし臣は天位を  
貪は天下を道れし及らんやを稱すべし

左并おむねしそ下し戦場し或名を取し天下し知れし  
知れし知れしを長七尺余怪異の兒あり帝を後を  
洞を摸請しつし帝を向しわ自臣位を戒  
わしるは辨酒を好しそ辟しるあり近臣ころみ  
し帝のあらはるは帝と能すまうしうの洞像の首  
し一穴をふしりし一壺を入給日飲しそこの像元より内陸  
流ししむりても辟しるありしといしから上ををるまこと

○季明の功臣部是時四十年卒の所し清の大祖頌作二

年し北京し降せしそ子部成功卒年し永曆帝を  
立て明の戸復を謀りし帝朱氏と協して玉趾都とま  
ひ称せしれし永曆二年潼川の府城を拔しより奇策  
せわしりして永曆二年を攻破し同し十六年し塔伽沙  
石し流し思明し華り法の康熙六年し大宛しそ七  
年せりそ子綿合嗣て大宛をもちしが妾程あり死し  
しんりそ子奏合程大宛を係りしがとも勢つらて康  
熙二十年し信とありて北京し幽せしれし都貞享三年近此  
我室永の帝奏合をとりしそ何しそも望何しそ八奏をたし



と云々奉命曰亡君故皆任あり何ぞ欲まふ唯大宛  
一と亡父母の禱墓タイを是と省ハ是りあんと帝曰亡  
大宛一を亡奉命返して大宛一を亡宛と存す  
何れもあく昔任仕一のものもあくたまあく志れもの  
何れども何れも思れて奉命を信するものあり  
そのありし父母の古積をさしつて田一をさしつれ  
あつて知らぬものもあく返りつて死つて来り  
何れども改葬の費一供まふる多くつてあり  
死つて所系の形とくちまふつて死つてけし由を奉  
命て曰臣既一を亡家の因也身と奉命一喪とあん然

亡父母の遺骨をわけて奉命進き地一に埋めしむ恩ありん  
されどもその費あつて死つて何れも一に地と恩賜  
あつて死つて可しと帝を奉命を感して曰奉命一實至  
孝之豈異志を企つらんや臣等大宛一を亡地を知  
りてむむつて死つて何れも一を亡奉命を信して  
恩を謝し大宛一を亡父母の禱墓と改葬してこれと  
奉命曰亡臣皆悉く集て死つて奉命が曰奉命の曰亡り  
是後一は死つて死つて死つて死つて死つて死つて切  
あるが死つて死つて死つて死つて死つて死つて死つて  
死つて死つて死つて死つて死つて死つて死つて死つて



ハ仕とてまむらひのあつじふ處民等皆飛を射て臣  
と稱し再び大宛一雨のまじりしつりらとともやまき孝心の  
人を感じしむらひのま今もけ清を即位して今迄承み  
奉りしむらひて己に千七年系有釋繼りして万民を德  
と稱せり奉命命ハ旨の大歌のあ原あれあうて録せし  
日とてとゆけまれとのあまうらうこと忠愛を施され  
に政の餘伏せり

右の二條ハと稱の御位よりして國系も敬せし寫之  
とて人の見せらる程よそつづとてくわくおてそ喜  
と感す

○近世さうたといふ言のを腹疾流石の時身一帝復  
来と避して家より作或ハハシ凡聖語物の真実  
何をさうたといふは昔の香何とて友の南院人らうた  
し是より名取どくたこまんのあま家承久とてまのい  
し是より名取どくたこまんのあま家承久とてまのい  
しとてつそよ意菴の教を修るも同じまや凡蒜と  
はて痔氣とてさうやの古事記卷中四葉のの日本武  
皇は栢山の山神を壓したまひし古事より起しとて

○前將軍細右公御贈位官  
御位記之写  
正三位源朝臣細吉



右可贈正一位

中務内專アノミ雅文外奮英武德業光之舍恩惠治  
万邦且殺贈爵アノミ旌電章可依前件王者施行

宝永六年正月二十三日

無品中務卿邦永親王 宣

從四位下中務大輔臣藤朝德光奉

從五位下守中務女輔衛少貳中原朝職永行

宣命之写

天皇我詔旨良方故征夷大將軍右大臣正二位源朝臣

細吉江詔信止勅命并聞食止宣布勇智兼寛仁文武

正政治志天太平余四海安寧利項聞疾病難治性壽

有窮且薨止仍予贈宗号利殊感忠功布故是以大政

大臣正位亦上給比治賜布天皇我勅命并聞食止宣

正月二十三日

宗号

常憲院 勅使正三位内大臣藤原伊季菊亭宣命

使後位下少納言平时政

法曹至要鈔曰喪葬令云服記本主一年謂文字は命令等  
亦在此制限一

今三人の服従と云ふ事は此れとも三人の子のみ

の三年奉命の懐の三人は後世に法に依り











如屋威得銀猪寺法海威得之南麻の美相ハ廿一流布  
 して人著く知し銀猪寺の圖像未だ見し知光堂  
 中の曼陀羅三尊下法陀合堂ニ并ハ高座ノ似テ十七菩薩  
 左ハ八体右ハ九体ト云々音楽の并に併左ニ二体奇舞の并二併比  
 並形二併頻伽多ニ新レの并ホ何りよ了、構園中、  
 宝幢ホ多為麻の美相、比其れハその日若く

○或人麻利支天の像を問

予曰近世にうけ像ハ大威徳作と一面うて像と  
 忠扇うして佛室と像うけ之を牛と取らうた之  
 是と作佛の像と云今々客家お佛の像うけも是之

○

○作佛の麻利支天の像



△此像或ハ佛室と射是うとも又降と云々  
 而も佛室とも何りいふわひのうとて事  
 とも云々只其人と取ら若く是三川流の佛院  
 且修験若とも作りおき像ら



△此像より儀軌等も是う作らるる中これとも  
 右のハ墨を佛と取ら然れり且左の像亦  
 お佛あり而も是のハ大陀羅尼并才天と  
 而全別等の像を撰ら他ん

○儀軌麻利支天の像

是小野唐氏お儀佛本  
 の儀軌の像よりてけ介  
 形あり麻利支天ハ





漢ノ威光ト澤モ三摩  
那形因縁之根本日佛の  
陽をのましてまかみ  
なり之軍勢其流の邪傳  
等の如きハ何ノ事ナ  
キ一ノ善法の修より  
焉

佛說摩利支天經一卷 栝陀羅尼集經十一三目前有

天右摩利支者天神通自在之法行目前日不見彼  
能見百無一人能希焉又咒三首經右摩利支天咒

按其形像天女而冰明王夜叉部

○梵名翻訖三摩耶形種子意道場觀身印明

右經の如くは云くむしてそりて佛像の如くは

セハ得り多しとくく佛後していふなり

○不空觀索觀者之三摩耶形八端索也そ并の像八葉

蓮華中の満月をて一井とあり

三回りて肉色宝冠し阿泥陀仏  
と我せり右第一の手に宝餅第二の手に  
念珠第三の手に圓敷の蓮花  
第四の手に羅索と執り身し  
麻毘と持して蓮花にたし  
光明赫として淨土の佛多き



うへ佛軌しんとして小形像の二統



南都真福寺南田寺の如意輪菩薩の像ハ二百八  
 臂之是ハ弘法大師造りて予に傳授の像又六  
 臂の老ゆり衣の上錫杖ヲ杖たの上蓮花下ハ  
 満形印本ハ合掌之又二臂の像ハ儀軌より  
 てはくくハ密宗のきよきくくくく

○土面觀音耶合堪名の譯と玄奘の譯と同是ゆり又  
 石室の儀軌より二臂經に臂軌の相なり長舌舌の  
 像又吳

○多分觀音八臂の吳家尾列部自寺の相像ハ二  
 臂之

○千手觀音も吳像身法水寺の像は千手のみ  
 一仏と持く

け外觀音部より多してあり是經軌等の説を考之  
 ○文殊菩薩も老妪をのりて今今座よりく足由杖  
 蓮花の上へ坐せ作らるる之善男之蓮花を持せ  
 欠或ハ如坐と稱しむるも中形と雖も右のハ六臂  
 之像を作らる









とて巫祝せしや六部を仏事大カ死の習  
して中々此のうと神乃とつ六部あり

○ 經曰明經下曰女有三事隔少制父母出嫁制父母  
自由長大難子是為三事

按乞禱大戴禮之語為仏説

○ 大士仲尼

辨正命曰明字 大吳應帝大士即儒童菩薩  
云浮屠之書 故誕此類不一三矣

○ 秋氏大葬の誤り法蓮の隨筆賈同の禁禁及以厚  
禁木の事八編一をといふをせり初學は書を説

て其張の極を云ふと云ふべし

○ 秋氏天地日月星辰等のうと云ふ因か経緯度紀  
華者阿含正念處等の彼多死乃ひ立也婆沙等  
の諸論大槩故忘之經の誕説よして天地の理を志  
らば天文の實を存せしと胡論胡語いふと云ふ  
者多く秋迦天眼通ありて知くするありと自後  
せしむかかかといふといふと云ふ

○ 大覺

古莊子曰有大覺者然後如此具大夢也秋氏以禘  
謂大覺也尊乃取之



遇書京師難波等の城つ出入の至る所と定めて納む  
又八尾松出松のり及び市高の蓮上とつらひとるも  
のりありしとて

人皇百十代  
○明正天皇の外祖母一品宗源大夫人

浅井備前守長政二女也其母平信長女名伊智実妹也

長政有四子嫡子某為信長殺殺二男江ノ坂田

郡長澤村福寺僧也中願寺未也長政卒後室嫁某

田修理亮勝家天正十一年四月二十四日与勝家共

死于畿前国北庄城自此先勝家養長政二女

為子於此使富永新六郎某送秀吉之陣所

其後一女幸秀吉生内大臣秀頼二女始為佐治

某妻秀吉奪之令嫁丹波少將秀吉也少將卒

而後奉仕

台徳公誕東福門院説長政三女右所見古家藏書

也書以備  
也送耳

○我先大丈人千代姫君八歳の由附由ふうそとの湯火賜

大相園家光より茶盤をまらせり

湯火をとりまらせり時盤より之をまらせり

故実あり源氏葵の巻の終りも其のころ茶盤

の上より松扇よりとりておろす者の雙朴



のりとのれのかうしあれるる是のこあふり多る

○初代大納言忠幸卿後陽成院の令牙或ア以智仁親王の三男之寛文三年源の姓を賜ひてより度懐と稱して法花よつとありたり

○高野御<sup>早良</sup>京極下御<sup>伊豫</sup>京極上御<sup>伊豫</sup>延喜以後所祭<sup>内親</sup>延喜御<sup>改屋</sup>下桂御<sup>摺</sup>上桂御<sup>火雷</sup>祭

按三代実祿清和帝貞觀五年五月二十日於神泉苑脩御<sup>會</sup>卜部兼俱以為牛頭天皇<sup>皇</sup>且也是依疫疾流行百姓多斃而設此

祭事故云尔如八所御<sup>祭</sup>者朱雀院天慶二年所祭

今宮御<sup>祭</sup>

一條院正曆五年長保二年天下有疫故祭之祇園一体云然則古祇園号御<sup>祭</sup>唯疫疠神修天刑星之法<sup>以</sup>此稱其神而為牛頭天王者原秋氏之不為也

○乙酉<sup>宝永二年</sup>十二月二十九日遊二見浦

百尺碎<sup>函</sup>者 吼<sup>驚</sup>奔怒雷  
晴<sup>儀</sup>昭海浴 幽<sup>嶋</sup>吐穿<sup>閑</sup>



袂拂神風潔 珠栴重波回  
轉頸望士嶺 窮眼白雲堆

○荊楚歲時記一六月廿日競て雜菜を採りて  
小正少は白菖蒲菜以上除毒氣ともいひ凡百草を  
採て撞てその汁をとりに石原を和して固く  
陰乾し一てりしわねけ一方の小紙を六白為し妙  
之は年祀永家の園及び山外におて儲るを  
採りし凡二百八種一及一る名も志しぬ草奇色も  
かしちとさぬ一之を能其保又吳有之一惟よ  
く分ち志る一昔神農皇を採て養生の術と

治より実より万世の賜あれと并一知る不及醫  
藥今とやりく年と付てし一又一ふり一さる一迄

○法然房深空菩薩号

慧光菩薩 後白河院所賜勅紙 在知恩院宝庫 普通菩薩 後嵯峨院所

勅紙 光照菩薩 後柏多院勅撰衣系 在知恩院 通明国師

獅子伏象論中曰 白河院大行寺開祖 旭蓮社大業菩薩也 後嵯峨院寛

元 甲辰二年 正月十日 行幸大谷寺以勅筆賜語通明国師

大和尚同廿五日又行幸之内證普通菩薩外

号八通明国師 或人曰勅惠光 著通菩薩 圓光大師 元禄九年 十月美奈執

癸同十年三月二日勅許  
四月十八日敕使授号一



○字 字 事 梳 俗家ハニ 益 コクノ 嶋管切小 碧 音略摩又也 示雅利也ト云

○雜心論曰有舍利名塔名舍利名支提支提

胡詔詔可供養處一訖減惡生善處ト

胡竺の俗を父母を捨て山林に入一身の安便を求む

是と出家といふ新迦諾の種者を示せといふも

父の生る者を知り種族を去るを撰ひ後種を

胎に降るより是より父母を棄むる何の理を

や妄誕と作りて不孝の端をひらく又そ出家の

縁も老病死穢をうけて自苦惱をせし是をいふ

て私に富を出て仙人と仰とよといふ死生を

なを并いさう是之生ぬあり父母撰ふ程の者豈

是とて悔せざるや方便といふを云ふと謂佛

心宗神より佛とを捨て人を慢まらぬといふ

べし且唐土神仙とよまらざるの極も或は其の

りる世に佛法を弘むるとして佛初仙を併せ是を

を此界りてして学ありて却て仙人と稱依て

自務法を求む苦行六年して信解満るを實

然大徳と号ふ是を戒して困らざる能は人又

已ら是といふかせ神紀母とて己に跪く有るを

摩耶 天下獨尊といふん



乃ち種々の虚誕を著せしめて人倫の礼をたぶ  
ざる者のごとくせり是より偽父母の書と云う見  
て放逐の刑のこゝろに於て中玉の人は是を罪とせしむるを  
以てその位を分律と違て仏の信者父母の有りし  
以て恩を報答せしむるを責とせしむるを  
云ふは遠又僧法師人の宗教と求光千針万  
鍊シハサして自富貴と事しむるを各錦繡を食と  
珍美を居八帝と事しむるを保田園を所  
て橋を植む心する人は是を儻者といふは律等  
と為て仏説し曰汝莫復為屠舍私私亂世人等

云く此の六を後と云ふは之のこゝろで大夏  
の奔つた事し日時の王位信を怪せんやと云うて  
十端信を作り比立不律ありしとと編罰整案同  
くて教をたぶるやうに説き輕犯の若くはあんと  
自ら其の徳をのこすといふ又國を亂しを懼さんそ  
菩薩遮尼健信をくくく破戒の信と云うち或は違  
作せしああと云ふ王位決して地獄に墮しそと云  
仙人出云信神不獲して當千石洞知て職職夜  
病を治さんといふ明符是社の養ふ改し信  
法師をくくせむる人よ不離此佛戒に於き



らのて又王后の徳とまうと罪とをさるゝあ己の自  
由とあるんぬのこころの女托して人そつれはつる  
あゝ人衆と経るゝ家人未世も凡信ちるゝを察  
何れと愁んやあんとつゝ凡信とつゝあ己の殺す  
老若自れらるゝ説くゝて天下も衆を化し得ん  
と西も教へ罪も嗚呼仍教述を手と家庫も衆  
わてを信くゝ玉衆の貴とあゝ人民の害と根く  
思ふべしゝゝむべし

○淳磨氏神見舍利弗同神又法華等云  
一經具矣

天神 虚空竟神 夜叉神 乾闥婆神 阿修羅

神 伽藍羅神 緊那羅神 摩睺羅神

按秦代祭八神道家傳之右而自家又祭八

神歟

乃家之教ハ多し種神と備練ゝ家自獨身の事便  
と要し是は仏老の魁して世の弊とあるは太上用絶道  
日飯食餐完禁 端在莫託邪念世事俱忘存  
神定意眼不視物耳不能声息心内守調息跡る  
嗚呼自在似有無心火下降腎水上升口中律生冥  
真附躰得至長生与天齊壽等とつゝ又群仙種縁  
曰也積養神不為物難留之度及神肢氣安而不勒



謂之靜云是等の御佛ハ止觀の行とことあるべ  
 始佛共道御と仰り後世及至知て仏若く御と仰て  
 愚俗と導くより多し家下於家の神及て御  
 子の秋老の糟粕と仰て一家の從とて神と躰人成  
 熟く侍努の孫宣等卜於う姑母と仰りく御まれとて  
 選て利のあり神具と仰り仰りて人とて御守け於家  
 の宗廟と忘れ一家の私社のおくまを若らり又い  
 ましつゝまや

重出し分

朱子曰文集而と云一條

先文才

中嶋那三宅村牛乳天皇祠と云一條

先文才

右二條不写

多岐常政



塩原卷才に十六 終



慶應乙丑



Faint, illegible handwritten text in vertical columns, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

